

明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

平素より、明治安田アセットマネジメントの投資信託をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。
明治安田アセットマネジメントが設定・運用する「明治安田米国中小型成長株式ファンド（以下、「当ファンド」）」につきまして、市場環境と今後の見通しなどをご報告させていただきます。

2022年の米国株式市場は、米金融当局が物価上昇抑制のため利上げを加速させたことなどにより、大幅な調整局面となりました。しかし、物価上昇もピークが近いとの見方や、米国の利上げペースを市場がある程度織り込んでいることから、米国株式市場は過去の調整局面から上昇に転じたように、年後半から反発に向かう可能性があると考えています。調整局面から反発する際は、当ファンドの主な投資対象である「米国中小型成長株」が「米国大型株」を上回る傾向が見られることから、今後も同様の動きとなる可能性が考えられます。

こうした環境を踏まえ、当レポートでは以下の点について解説させていただきます。

1. 「米国中小型成長株」のファンダメンタルズは良好
2. 株価調整後の反発局面下では「米国中小型成長株」が「米国大型株」を上回る傾向

(詳細は2、3ページをご参照ください。)

米国中小型成長株と米国大型株の株価の推移

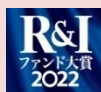


※①、②、③の詳細および使用した指数は、3ページをご覧ください。
※使用した指数は、当ファンドのベンチマークではありません。
出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

評価機関より、最優秀ファンド賞、優秀ファンド賞を受賞しています



リフィニティブ・リップパー・
ファンド・アワード・ジャパン 2022
最優秀ファンド賞受賞
株式型 米国 中小型株
評価期間：3年、5年（投資信託部門）



R&Iファンド大賞2022
優秀ファンド賞受賞
投資信託／北米株式中小型 部門

※アワードについては、最終ページをご確認ください。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

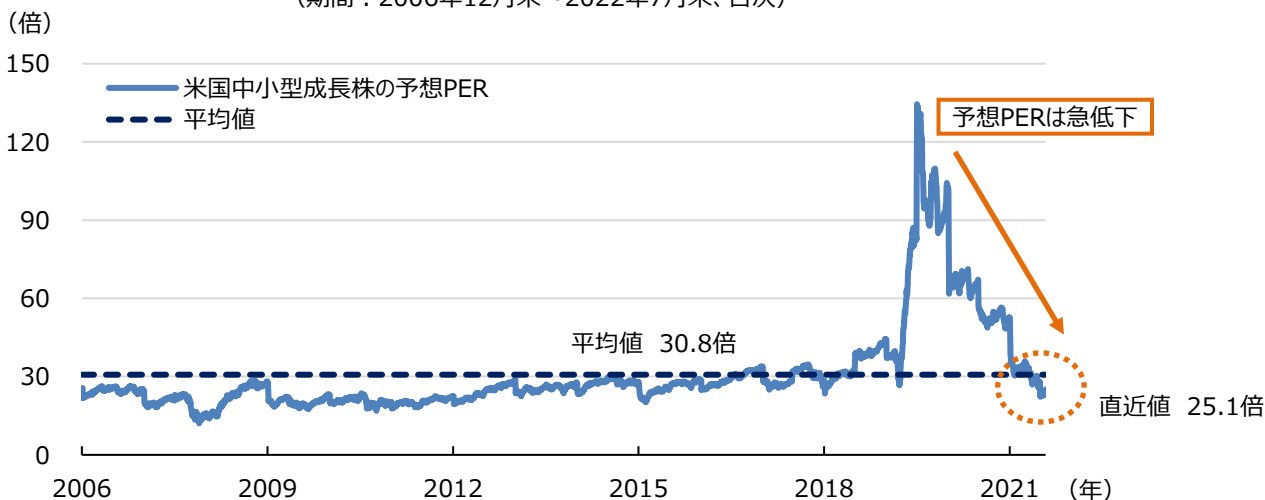
1. 「米国中小型成長株」のファンダメンタルズは良好

予想PERは過去平均を下回る水準に

「米国中小型成長株」の予想PERは、2020年2月～3月以降の新型コロナ感染拡大の影響で業績が悪化し、一時100倍を超える水準になりました。しかし、2022年前半の株価調整と企業業績が回復傾向にあることから、**足元の予想PERは、過去平均を下回る水準にまで大きく改善し、「米国中小型成長株」の割高感は解消されている**と考えています。

米国中小型成長株の予想PER（株価収益率）の推移

（期間：2006年12月末～2022年7月末、日次）

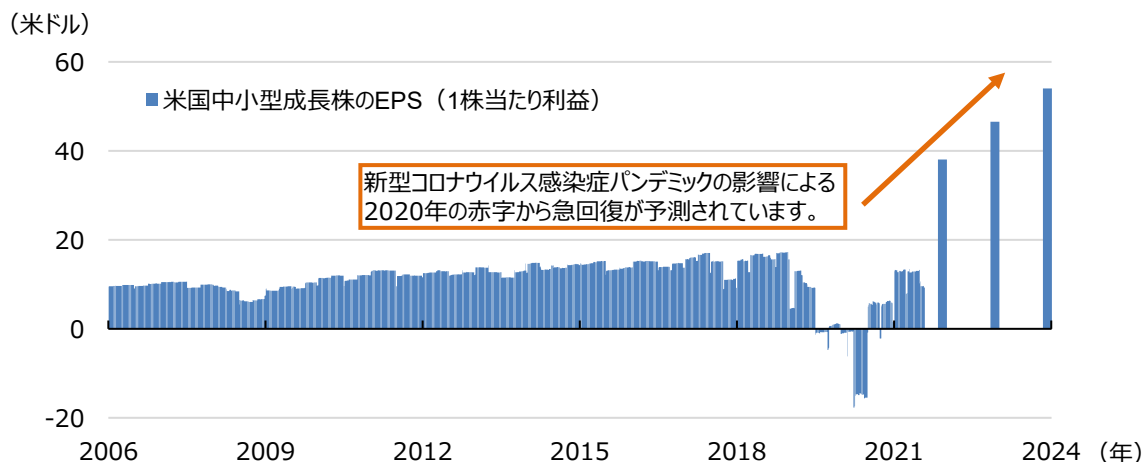


2022年後半以降の企業業績回復見通しは良好

米国内の物価上昇は、製品やサービスへの**価格転嫁が可能な企業にとっては、寧ろ、企業業績の拡大要因**となると考えます。米国中小型成長企業は米国内向けの売上比率が高く、海外要因による影響度が低いこともプラス材料と考えられます。

米国中小型成長株のEPS（1株当たり利益）の推移

（期間：2006年12月末～2022年7月末、日次、2022年～2024年予測、年次）



※過去平均および平均値は2006年末から2022年7月末までの過去15年7か月の平均値

※2022年～2024年の一株当たり利益は2022年8月2日時点の予測値

※使用した指数については3ページをご覧ください。また、使用した指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解等であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

2. 株価調整後の反発局面下では「米国中小型成長株」が「米国大型株」を上回る傾向

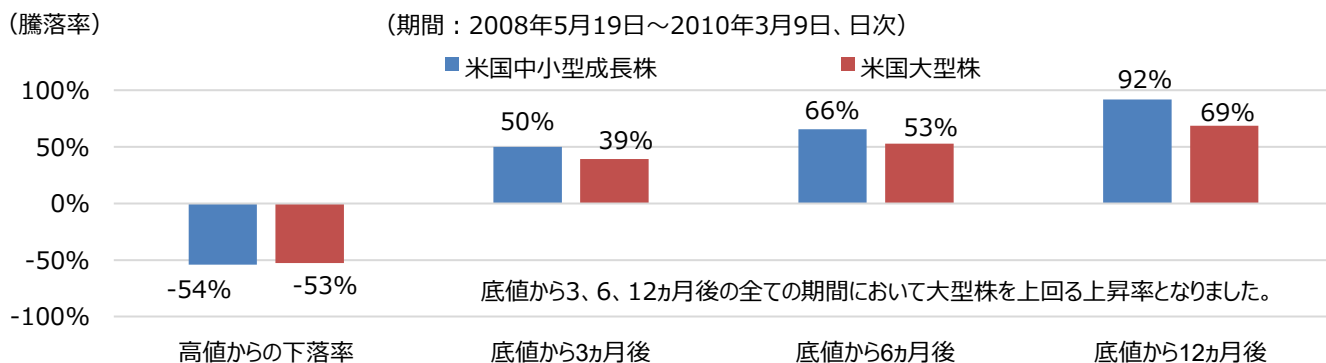
過去の3つの調整局面後の「米国中小型成長株」は良好なパフォーマンス

過去15年間の米国株式市場において、急激な株価調整が起き、その後回復へ転じた局面が3回確認できます。

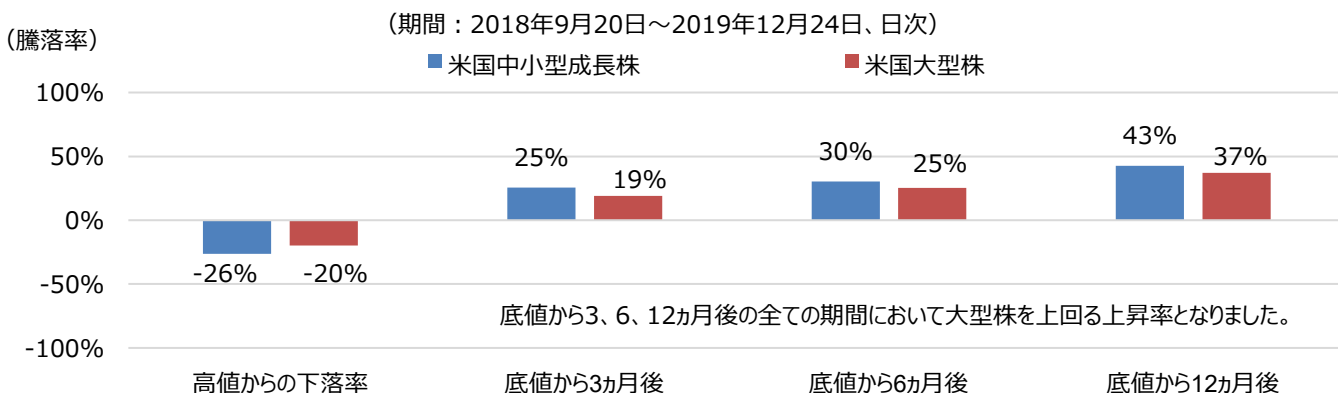
①リーマンショック（2008年9月）、②米中貿易摩擦（2018年12月）、③コロナショック（2020年2～3月）

こうした回復過程では、**底値からの反発局面において、米国中小型成長株が米国大型株を相対的に上回る傾向がみられました。**

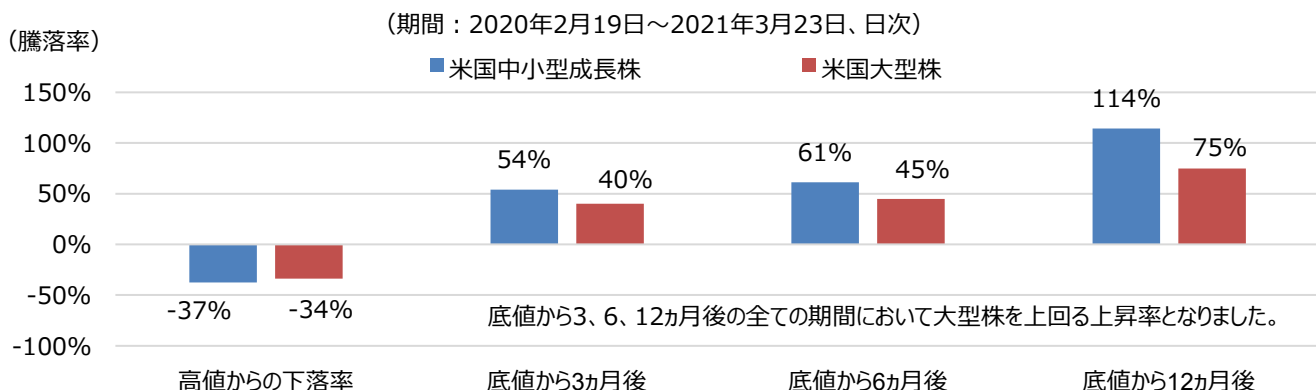
① リーマンショック 2007年のサブプライムローン問題から2008年9月の米国大手証券リーマン・ブラザーズ破綻に至り2009年春先まで続いた金融危機による下落。



② 米中貿易摩擦 2018年12月頃、トランプ政権下で始まった米中貿易摩擦の悪化に伴う下落。



③ コロナショック 2020年2月～3月にかけて、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから世界経済の先行きを懸念した下落。



米国中小型成長株：Russell2500グロース指数、米国大型株：S&P500種株価指数を使用しています。

※Russell2500グロース指数、S&P500種株価指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※高値は株価下落後の底値以前の1年間につけた最高値（終値）を使用しています。底値はそれぞれの局面における株価下落後の最安値（終値）です。

期間は米国大型株の動きを基準にしています。底値から3ヵ月、6ヵ月、12ヵ月後の応当日が休日の場合、翌営業日の終値で計算しています。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解等であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとに明治安田アセットマネジメント作成

2022年の基準価額の動きについて

ロシアのウクライナ軍事侵攻による世界的な物価上昇、中国のロックダウン（都市封鎖）に伴う世界景気減速懸念、米国金融当局のインフレ抑制を目的とする金融引き締め加速などから、米国株式市場は下落しました。

米国中小型成長株式市場の動きを代表するRussell2500グロース指数は、年初来から7月末にかけて米ドルベースで21.7%下落しましたが、円安の効果などにより当ファンドの基準価額は19.3%の下落にとどまりました。こうした環境下、2022年前半の当ファンドの基準価額も軟調となり、8月9日現在9,720円となっています。

<設定来の基準価額・純資産総額の推移>



※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の10,000口あたりの値です。

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

● 小型株効果について

株式市場における経験則（アノマリー現象）の一つとして小型株効果が知られています。

これは、時価総額の小さい企業のリターンが、時価総額の大きな企業のリターンを相対的に上回ることと定義されています。その理由として、相対的にリスクの高い小型株投資の対価と考える説や、小型株の信用リスクの対価と考える説などがあり、様々な実証研究が行われています。

※Russell2500グロース指数、S&P500種株価指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※上記は、過去の実績または作成時点の当社の見解等であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの特色

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

- 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分配方針

- ◆ 年2回（1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

明治安田米国中小型成長株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のペビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

お申込みメモ

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金 申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2012年1月31日から2032年1月30日まで
決算日	1月31日および7月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年2.09% (税抜1.9%) の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。 ※運用管理費用（信託報酬）の内訳については交付目論見書をご覧ください。
その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社その他の関係法人の概要

- 委託会社
明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
・ファンドの運用の指図等を行います。

- 受託会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
・ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- 販売会社
次頁の『販売会社一覧』をご覧ください。

販売会社一覧

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください

■ お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行							
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○				
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○				
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○		○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第15号	○				
株式会社新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○				
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第17号	○				
株式会社東邦銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社北洋銀行 (委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社三菱UFJ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) (インターネットトレードのみ)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○	
三菱UFJ信託銀行株式会社 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関	関東財務局長（登金）第33号	○	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
証券会社							
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3283号	○	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○				
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○				
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○	
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第105号	○		○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
信用金庫							
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号					
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○				
甲府信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第215号					
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第258号	○				※2
静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第43号	○				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号					
長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第256号	○				
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第30号					
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第24号	○				

※1 みずほ証券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受け付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

※2 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

＜ご留意事項＞

- 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します（外貨建資産を組入れる場合は、為替変動リスクもあります）。投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ・数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料中に例示した個別銘柄について、当該銘柄の推奨または投資勧誘を目的としたものではなく、今後当ファンドが当該有価証券に投資することを保証するものではありません。
- 当資料に指数・統計資料等が記載される場合、それらに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、それらを作成・公表している各主体に帰属します。なお、各主体は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

＜アワードについて＞

- リフィニティブ・リップパー・ファンド・アワードは毎年、多くのファンドのリスク調整後リターンを比較し、評価期間中のパフォーマンスが一貫して優れているファンドと運用会社を表彰いたします。選定に際しては、「Lipper Leader Rating（リップパー・リーダー・レーティング）システム」の中の「コンシスタント・リターン（収益一貫性）」を用い、評価期間3年、5年、10年でリスク調整後のパフォーマンスを測定いたします。評価対象となる分類ごとに、コンシスタント・リターンが最も高いファンドにリフィニティブ・リップパー・ファンド・アワードが贈られます。詳しい情報は、lipperfundawards.comをご覧ください。Refinitiv Lipperは、本資料に含まれるデータの正確性・信頼性を確保するよう合理的な努力をしていますが、それらの正確性については保証しません。
- 「R & I ファンド大賞」は、R & I が信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR & I が保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR & I に帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。



◆ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.myam.co.jp/>